

平成30年度における京都府立医科大学大学院中央研究室実験動物センターの実験動物飼育管理業務委託に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）及び参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期、方法等を次のとおり定めたので告示する。

平成30年3月1日

京都府公立大学法人理事長 長尾 真

1 委託する業務の種類

京都府立医科大学大学院中央研究室実験動物センターの実験動物飼育管理業務

2 一般競争入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格

一般競争入札に参加することができる者は、次の(1)から(7)までのいずれにも該当しない者で4に掲げる資格審査の項目について審査し、合格と判定された者とする。

- (1) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- (2) 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
- (3) 平成28年4月1日以降において、実験動物施設の実験動物飼育管理業務を12箇月以上

継続して履行した実績を有しない者

- (4) 実験動物科学を修得し、獣医師又は公益社団法人日本実験動物協会の実験動物1級又は2級技術者資格の免許を有し、かつ、感染動物、トランスジェニック動物及びSPF動物施設での飼育管理経験を3年以上有する者を当室の専属として配置できない者
- (5) 実験動物飼育管理業務を遂行するのに十分な知識と経験を持つ者を必要人数当室の専属として配置できない者
- (6) 特級ボイラー技士、一級ボイラー技士若しくは二級ボイラー技士又は化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習若しくは普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者（以下「ボイラー技士等」という。）を、第一種圧力容器取扱作業主任者として当室に配置できない者
- (7) 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

4 資格審査の項目

- (1) 審査基準日の直前の営業年度の決算における資本金額
- (2) 審査基準日の直前の営業年度の決算における流動比率
- (3) 審査基準日の従業員数
- (4) 審査基準日までの営業年数
- (5) 審査基準日の直前の2営業年度の平均契約金額
- (6) 審査基準日の実験動物一級技術者及び実験動物2級技術者の人数
- (7) 審査基準日のボイラー技士等の人数

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間 平成30年3月1日（木）から平成30年3月9日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 交付場所 〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路の梶井町465
京都府立医科大学学生部学生課大学院担当
電話番号(075)251-5227

ウ 交付方法 交付期間中の午前9時から午後0時30分まで及び午後1時30分から午後5時までの間に直接学生課において交付する。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間 平成30年3月1日（木）から平成30年3月9日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 提出場所 (1)のイに同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参の場合

提出期間中の午前9時から午後0時30分まで及び午後1時30分から午後5時までの間に提出するものとし、郵送及び電送による提出は認めない。

(3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- ア 法人にあつては商業登記事項証明書及び定款
- イ 京都府税納税証明書（納税義務がない場合も必要）
- ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書（「書式その3」、「書式その3の2」又は「書式その3の3」のいずれかの証明書）
- エ 営業経歴書
- オ 技術者経歴書
- カ 営業実績調書
- キ 法人にあつては財務諸表（貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書及び剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書）及び財産目録、個人にあつては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書
- ク 印鑑証明書
- ケ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
- コ 3の(3)から(6)までに該当しないことを証する書類
- サ 4の(6)及び(7)に掲げる審査項目を証する書類

(4) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する書類の提出を求めることがある。

(5) その他

提出書類の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

7 参加資格を有する者の名簿への登載

2及び3について参加資格があると認定された者は、京都府立医科大学大学院中央研究室実験動物センターの実験動物飼育管理業務委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、6による資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。

9 変更届

申請書を提出した者（7の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を京都府公立大学法人理事長（以下「理事長」という。）に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあつては、氏名

10 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（2及び3の(1)に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると理事長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。
 - ア 個人が死亡したときは、その相続人
 - イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
 - ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
 - エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
 - オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人
- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他理事長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があつたときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があつた後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に内容、数量等に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) (1)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 その他

- (1) 問い合わせ先

〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465
京都府立医科大学学生部学生課大学院担当
電話番号(075)251-5227